

同一年度内に複数回申請する場合、様式番号と様式名が網掛けになっているものは、参照元の研修番号等を明記することで、二回目以降の申請時に内容に変更がなければ添付を省略できます。

## 研修指定申請書

平成 29 年 2 月 1 日

広島県知事 様

郵便番号 730-8511  
 主たる事務所の所在地 広島市中区基町 10-52  
 法人・団体名 広島県庁株式会社  
 代表者の職・氏名 代表取締役 広島 一郎



次の研修について、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	00	
研修の名称	広島県同行援護従業者養成研修	
研修課程	同行援護従業者養成研修一般及び応用 課程	
定員	10 名	
研修日程	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 4 月 5 日	
実施場所	講義： （施設の名称）広島県庁 6 階講堂 （施設の所在地）広島市中区基町 10-52 演習： （施設の名称）福広島県庁 6 階講堂 （施設の所在地）広島市中区基町 10-52	
講義の実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 通学 ・ 通信	
使用する教材名	広島県同行援護従業者養成研修テキスト（広島県庁出版）	
介護員養成研修の同時開催の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
県 HP への掲載可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 否	
事務担当者連絡先	担当者名	広島 花子
	住所	広島市中区基町 10-52
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	Fax 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	e-mail	〇〇〇〇〇@〇〇〇.com

【留意事項】

- (1) 開講日の180日前から60日前までに提出すること。
- (2) 研修が一体的に実施される場合には複数課程の研修を同時に申請することも可能であること。  
この場合、定員、研修日程及び実施場所は全ての内容を記入すること。
- (3) 一般募集しない研修など、県HPへの掲載を希望しない場合は「県HPへの掲載可否」欄の「否」に○を記入すること。
- (4) 申請にあたっては、次の書類を添付すること。(研修課程ごとに必要な添付書類は、要領第4の2のとおり。)

<添付書類一覧>

1	学則（事業概要）（様式第2号の1）
2	研修カリキュラム（様式第2号の2）
3	講師一覧表（様式第2号の3）
4	実習施設一覧表（様式第2号の4）
5	講師履歴書（様式第3号）
6	演習実施計画（様式第4号）
7	講義室（演習室）使用承諾書（様式第5号）の写し又はこれに代わる書類の写し
8	実習施設受入承諾書（様式第6号）の写し
9	研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画（様式第7号）
10	研修日程表（様式第10号）
11	修了証明書等の様式
12	誓約書
13	添削指導に関する課題、解答用紙及び模範解答 ※講義を通信で行う場合のみ。
14	オリジナルテキストの写し ※オリジナルテキストを使用する場合のみ。

※ この様式と事業者指定申請書（様式第1号）を同時に提出する場合で、事業者指定申請書に添付している書類については省略可。

## 学則（事業概要）

1 開講目的	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的とするとともに、同行援護（一般）課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的とする。
2 申請者の名称、所在地及び事業者番号	別紙「研修指定申請書」のとおり
3 実施する研修課程及び講義の形式	別紙「研修指定申請書」のとおり
4 研修の名称	別紙「研修指定申請書」のとおり
5 実施場所 (施設の名称及び所在地)	別紙「研修指定申請書」のとおり
6 研修実施期間	別紙「研修指定申請書」及び別紙「研修日程表」のとおり
7 研修カリキュラム	別紙「研修カリキュラム」のとおり
8 講師氏名	別紙「講師一覧表」のとおり
9 使用テキスト	別紙「研修指定申請書」のとおり
10 添削指導、面接指導の体制、方法等（通信形式の場合のみ）	
11 研修修了の認定方法（通信添削課題の合格基準を含む。）	修了評価方法・合格基準：研修最終日にレポートの提出を求め、一定の理解に達していると講師が判断した者に対して修了証を交付する。 修了評価不合格時の取扱い：レポートの再提出を求めるとともに、内容について講師が再評価を行う。
12 遅刻、早退及び欠席の取扱い	原則として 30 分以上の遅刻は欠席とみなします。
13 補講の取扱い	補講の実施の有無（ <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 ） 補講が可能な科目： 補講の上限：（ 2 ）科目以内とする。 開講日から（ 2 ）ヶ月以内に修了すること。 補講の方法：当方の指定する日程及び場所による。 補講に要する費用： 3,000 円
14 受講の取消し	受講を取消す場合（要件）： (1) 私語・居眠り・講義中の携帯電話の使用など著しく受講態度が悪いと判断した場合 (2) 30 分以上の遅刻 受講料等既に支払った費用の返金の有無：無
15 修了証明書等の交付	修了を認定した者には修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。
16 受講資格及び定員	受講資格： 一般課程…同行援護事業に従事することを希望する者、従事することが確

	定している者、又は従事している者。 応用課程…同行援護事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者、又は従事している者。ただし、同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合を除き、同行援護（一般）課程を修了した者。 定 員：別紙「研修指定申請書」のとおり
17 受講手続	申込み方法：郵送 申込み先：広島県庁株式会社（広島市中区基町 10-52） 受講決定方法：申込順 （応募者多数の場合の決定方法：同一施設・事業所で複数人の申込みの場合は事務局で調整） 受講資格の確認方法：一般課程については「修了証明書の写し」の提出による。
18 受講料、演習費、実習費等及び支払方法	28,000 円（テキスト代、消費税含む。） 支払方法：事前銀行振込による
19 科目免除の取扱い	科目免除の有無（ 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ） 免除が可能な科目： 免除対象者： 手続き方法：
20 受講者の個人情報取扱い	個人情報保護規程策定の有無（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 ） なお、修了者は広島県に報告する修了者名簿に記載される。
21 受講中の事故等の対応	緊急時には速やかに対応できるようにする。
22 研修担当部署（担当者）及び連絡先（問合せ先）	広島 花子（広島県庁株式会社障害者支援課） 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
23 その他	

**【留意事項】**

- (1) 研修が一体的に実施される複数課程の研修について、同一の学則とすることも可能であること。この場合、各項目において、該当する全ての内容を記入すること。
- (2) 「2 事業者番号」は、広島県から事業者指定を受けた後に提出する学則について、県が定めた番号を記載すること。
- (3) 「5 実施場所」は、講義室、演習室が所在する施設の名称及び住所を記載すること。
- (4) 「5 実習施設」、「7 研修カリキュラム」、「8 講師氏名」は、それぞれ様式第 2 号の 2～4 に記載して学則に添付し、様式第 2 号の 1～4 を学則一式として受講者に配付すること。
- (5) 「9 使用テキスト」について、独自に作成したテキストを使用する場合はその旨を記載すること。
- (6) 「13 補講の取扱い」について、補講も含めて研修期間の範囲内に修了すること。
- (7) 「23 その他」は、1～22 の内容以外に必要な事項がある場合に記載すること。

## 研修カリキュラム

課程： 同行援護（一般）課程

研修名称： 広島県同行援護従業者養成研修

科目名		必須 履行時間	時間数	備考	
講義	1	視覚障害者（児）福祉サービス	1	1	
	2	同行援護の制度と従業者の業務	2	2	
	3	障害・疾病の理解①	2	2	
	4	障害者（児）の心理①	1	1	
	5	情報支援と情報提供	2	2	
	6	代筆・代読の基礎知識	2	2	
	7	同行援護の基礎知識	2	2	
計		12	12		
演習	1	基本技能	4	4	
	2	応用技能	4	4	
計		8	8		
合計時間数		20	20		

## 研修カリキュラム

課程： 同行援護（応用）課程

研修名称： 広島県同行援護従業者養成研修

		科目名	必須 履行時間	時間数	備考
講義	1	障害・疾病の理解②	1	1	
	2	障害者（児）の心理②	1	1	
計			2	2	
演習	1	場面別基本技能	3	3	
	2	場面別応用技能	3	3	
	3	交通機関の利用	4	4	
計			10	10	
合計時間数			12	12	

※ 該当の課程について記入すること。（同行援護（一般）課程と同行援護（応用）課程を同時並行的に実施する場合にあっては、両課程について記入すること。）

※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。

定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。



講師履歴書

講師氏名	広島 健一郎		講師・助手の別	<input checked="" type="checkbox"/> 講師 ・ <input type="checkbox"/> 助手
所属	名称：広島県 連絡先：健康福祉局障害者支援課（広島市中区基町 10-52） （Tel.082-513-3155）			
在職期間 （福祉・医療関係に係るもの）	勤務先 （施設・事業所・学校等の名称）	施設・事業等種別	職種	
現在～ 平成元年 4 月	広島県			
資格・免許等の名称（福祉・医療関係に係るもの）			取得年月	
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了			平成 27 年 4 月	
介護福祉士			平成 27 年 4 月	
特記事項				

担当講師として要件に該当するものに○をしてください。

職種・資格名等	実務経験等
社会福祉士	視覚障害者（児）の相談・支援業務等に 従事した経験が3年以上（当該資格取得前 の経験も含む）
相談支援専門員	
視覚障害者（児）の施設長・生活支援員・指導員	3年以上
医師	視覚障害者（児）の相談・支援業務等に 従事した経験が3年以上
保健師，看護師，理学療法士，作業療法士	
視能訓練士	3年以上
心理判定員，臨床心理士	
視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	視覚障害者（児）の相談・支援業務等に 従事した経験が3年以上（当該研修修了前 の経験も含む）
同行援護従業者養成研修一般課程修了者	





## 演習実施計画

課程： 同行援護（一般・応用）課程

研修名称： 広島県同行援護従業者養成研修

申請者名： 広島県庁株式会社

## 1 演習室の概要

演習室の名称	所在地	面積（㎡）
広島県庁6階講堂	広島市中区基町10-52	300

## 2 使用する福祉用具等の内訳

福祉用具等の名称	数量	福祉用具等の名称	数量
白杖	10		
アイマスク	10		

## 3 演習内容及び演習経路等

科目名	実施日時	演習内容（項目）	演習場所又は行程
基本・応用技能	別紙 「研修日程表」 のとおり		広島県庁6階講堂
場面別基本技能			広島県庁6階講堂
場面別応用技能			広島県庁6階講堂
交通機関の利用			広島駅バス停～ 紙屋町バス停

※ 公共交通機関、公共施設又は商業施設等で演習を実施する場合は、事前に施設等管理者の了承を得ること。

※ 演習場所が複数ある場合は全て記載すること。

## 講義室（演習室）使用承諾書

広島県庁株式会社

代表取締役 広島 一郎 様

貴団体が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで実施する広島県同行援護従業者養成研修課程において、次のとおり会場の使用を承諾します。

平成29年1月31日

所在地

広島市中区基町10-52

施設名

広島県庁6階講堂

代表者の職・氏名

広島県庁健康福祉局障害者支援課長



## &lt;講義室（演習室）使用計画書&gt;

使用年月日	講義室（演習室）の名称	定員	面積
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	広島県庁6階講堂	10人	300㎡
(毎月随時5日間程度)		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡
		人	㎡

※ 講義室（演習室）が申請者自ら所有する場所でない場合に写しを添付すること。

ただし、講義室（演習室）を所有する者が発行する使用承諾書類であって、使用室の面積、使用日時、使用者の名称、使用室の名称等が確認できるものがある場合はその写しで足りることとする。

また、講義室（演習室）を所有する者と賃貸借契約等を締結し、その契約書により使用室の面積等が確認できる場合は、契約書の写しで足りることとする。

## 研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画

## 1 研修の収支予算（28年度）

収支	金額 (円)	算出内訳	備考
収入	280,000	(収益 43,000 円)	
受講料	280,000	28,000 円×10 人	
支出	237,000		
テキスト代	20,000	2,000 円×10 人	
講師謝金	136,000	4,300 円×1 人×32 時間	
会場使用料	75,000	15,000 円×5 日	
演習器具レンタル料	6,000	2,000×3 日	

※ 上記内容は、記入例である。

※ 認定申請を行なう研修について実施する際の必要経費を全て計上すること。

※ 収支の差を明記すること。

## 2 向こう2年間の研修計画・財政計画

## (1) 29年度

平成28年度並みとする。

## (2) 30年度

平成28年度並みとする。

誓約書

平成 29 年 2 月 1 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地 広島市中区基町 10-52  
法人・団体名 広島県庁株式会社  
代表者の職・氏名 代表取締役 広島 一郎



1 申請者が次のいずれにも該当しないことを

誓約します

誓約しません

(広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱第 4 条第 2 項)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第 22 条及び第 22 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 「広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱」第 17 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 広島県知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる研修又は研修の事業を行う者（以下「研修事業者」という。）としての指定等を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者  
ア 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 1 条第 3 号から第 7 号及び第 20 号に規定する研修として指定等を受けた研修又は研修事業者  
イ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者  
ウ 「難病特別対策推進事業について」（平成 10 年 4 月 9 日付健医発第 635 号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第 7 の 4 の (6) に規定する研修として指定を受けた研修又は研修事業者
- (4) 障害者総合支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (5) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (7) 第 2 号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者
- (8) 居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、都道府県知事等が実施する検査等が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査等の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が当該申請者に当該検査等が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、居宅介護職員初任者研修等又は障害福祉サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者
- (10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 第 1 号に該当する者  
ウ 第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者  
エ 第 7 号及び第 8 号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しない者  
オ 労働に関する法律の規定であって障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 に定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (11) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 6 条に基づき、指定を受けた研修又は研修事業者で、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 7 条に該当する者

2 研修の認定を受けるにあたって、広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱、広島県障害者外出介護従業者養成研修実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します

誓約しません

## 研修日程表

課程： 同行援護（一般・応用）課程

研修名称： 広島県同行援護従業者養成研修

申請者名： 広島県庁株式会社

科目名	時間数	実施年月日	時間	講師職氏名 (アシスタント)	実施場所	備考
視覚障害者（児） 福祉サービス	1	4月1日(金)	9:00~10:00	広島健一郎	広島県庁 6階講堂	
同行援護の制度と 従業者の業務	2	4月1日(金)	10:00~12:00	〃	〃	
障害・疾病の理解 ①	2	4月1日(金)	13:00~15:00	〃	〃	
障害者（児）の心 理①	1	4月1日(金)	15:00~16:00	〃	〃	
情報支援と情報提 供	2	4月2日(土)	10:00~12:00	〃	〃	
代筆・代読の基礎 知識	2	4月2日(土)	13:00~15:00	〃	〃	
同行援護の基礎知 識	2	4月2日(土)	15:00~17:00	〃	〃	
基本技能	4	4月3日(日)	8:00~12:00	〃	〃	
応用技能	4	4月3日(日)	13:00~17:00	〃	〃	
障害・疾病の理解 ②	1	4月4日(月)	10:00~11:00	〃	〃	
障害者（児）の心 理②	1	4月4日(月)	11:00~12:00	〃	〃	
場面別基本技能	3	4月4日(月)	13:00~16:00	〃	〃	
場面別応用技能	3	4月5日(火)	9:00~12:00	〃	〃	
交通機関の利用	4	4月5日(火)	13:00~17:00	〃	〃	

## 【留意事項】

- (1) 研修の課程別に作成し、行が不足する場合は適宜追加すること。
- (2) 「時間」欄には休憩時間を含めて記載し、「時間数」欄には休憩時間を含めないこと。
- (3) 講義、演習、実習の順に行うこと。ただし、研修の質を高めるなど合理的な理由がある場合は、その順序を工夫して実施することについては差し支えない。
- (4) 通信の方法で行う講義については、各課題配付日と各課題提出日を備考欄に記載すること。